

令和5年度訪問学級 学級経営計画について

1 学校教育目標

出逢いに感謝し、自他を大切にしながら、学び続ける人間力を育成する

2 学部教育目標

	小学部	中学部	高等部
テーマ	『経験』	『挑戦』	『自立』
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な生活習慣に必要な知識や技能の習得を図る。 ○ 身近な人に自分の思いを伝える力を育てる。 ○ 人やものに対する興味関心を育てる。 ○ 人やものとかかわる力を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団生活に必要な知識や技能の習得を図る。 ○ 自分で考え、選択する力を育てる。 ○ 人やものとかかわりながら、意欲的にやり遂げようとする態度を育てる。 ○ 集団の中で、友達と協力する力を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会生活に必要な知識や技能の習得と活用を図る。 ○ 自分で考え、相手や場に応じて行動する力を育てる。 ○ 人やものとかかわりながら、働く喜びを感じ、主体的に取り組む態度を育てる。 ○ 社会の中で、協調する力を育てる。

3 訪問教育について

本校では、障害の状況により通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、教員を派遣して教育を行う「訪問教育」を行っています。その教育課程は、自立活動を主として編成されています。

訪問学級では、学校教育目標と学部教育目標に基づき、それぞれの児童生徒の実態に応じて個別の指導計画を作成し、児童生徒の安心・安全の確保を前提とした上で、日々の学習活動に取り組みます。

(1) 教育課程について

訪問学級では、それぞれの実態に応じて課題を設定した「自立活動」を主とし、各教科、領域を合わせた「生活単元学習」の二つで教育課程を構成しています。

(2) 訪問授業について

ア 回数と時間

訪問授業の回数は、週3回以内であるとともに、授業時間は、1日当たり2単位時間（小学部45分×2単位時間、中学部・高等部50分×2単位時間）です。授業時間は、午前は10時から12時、午後は14時から16時の時間内とします。なお、保護者との懇談等の時間も含まれます。

イ 年間の授業日数

年間での授業日数は、児童生徒の実態に応じ、設定することとしています。やむを得ず、学校行事やその他、担当教員の校務等の理由により、時間割を変更し、調整させていただくことがありますので、御了承ください。

ウ スクーリングについて

学校に登校し、授業に参加するスクーリングを希望により実施することができます。実施する場合は、保護者が同行し、付き添う必要があります。

回数は、週1回以内とします。スクーリングの時間は、訪問授業の授業時間に準拠しています。スクーリング時に昼食等が必要な場合は、保護者が用意し、摂食を行います。

スクーリングを実施する場合、基本となる授業日に行くか、授業日を振り替えて行う形となります。

医療的ケアの実施については、本校医療的ケア実施要項に基づき、医療的ケア検討委員会等で総合的に判断します。

<スクーリングの形態と内容>

- (ア) 訪問学級全体のスクーリング……家族参観日、各学期の「頑張ったね会」など
- (イ) 所属学年との交流……各教科・領域の学習、遊びの指導、お楽しみ会など
- (ウ) 学校行事への参加……文化祭、音楽鑑賞会、運動会（体育祭）、発表会など

エ 校外学習（スクーリングの扱いとして実施）

年間指導計画に基づき計画された校外学習等（校外学習、野外活動、修学旅行、職場体験、校外宿泊等での教育活動）について、次の条件を満たすことで、参加することができます。

- (ア) 出席状況が安定し、訪問教育（訪問授業、スクーリング）の実績を積んでいること
- (イ) 保護者、主治医の承諾があること。また状況によっては学校医と相談し、承諾を得ること
- (ウ) 保護者が同行し、付き添うとともに、交通手段や医療的ケア（必要な場合）等の対応を保護者が可能であること
- (エ) 当該児童生徒にとって、実態に合った日程で計画され、目標達成及び安全確保のための支援の計画が十分になされていること。特に緊急時の医療機関への搬送が速やかにできる場所であること

(3) その他

ア 授業スケジュールの組み立て方

授業の実施予定について、月ごとに授業日や時間帯を設定しています。手順は次のとおりです。

- ① 前月のうちに担任から御家庭に相談させていただいて、授業日や時間帯を確認します。
- ② ①の内容を踏まえ、授業日と時間帯が確定した『訪問予定表（確定版）』を担任から御家庭に配布します。

決定後に授業日等の変更を希望される場合は、当該授業日の1週間前までに担任までお申し出ください。ただし期日前の変更をお申し出いただいた場合でも、他の児童生徒の訪問授業の計画（予定）の理由で御希望に添うことができない場合もありますので、御了承ください。

イ 授業日（当日）の欠席や予定変更の連絡の仕方について

授業日（当日）に欠席や予定変更をする場合は学校へ電話連絡をお願いします。

ウ 感染症等のまん延防止対策等の場合

感染症の流行等の理由でスクーリングや訪問授業の実施が困難と判断される場合、授業の形態をリモート授業等に変更する場合があります。